

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
11月27日
(火曜日)

目次

告示

浸水想定区域の指定(二件)(河川課).....

道路の位置の指定(建築指導課).....

公告

准看護師試験の実施(医務保険課).....

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課).....

林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課).....

雑報

争議行為の通知.....

山口県告示第五百九十二号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び柳井土木建築事務所において閲覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成



山口県告示第五百九十三号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び宇部土木建築事務所において閲覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

三蒲川水系	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	左岸	大島郡周防大島町大字西三蒲字大別当一〇六五番一地先		右岸	大島郡周防大島町大字東三蒲字赤岸一九〇七番三地先		河口

真締川水系	名河川称の	上	区	流	端	間	下流端
	左岸	宇部市大字川上字下面井手一〇六六番九地先		右岸	宇部市大字川上字下面井手一〇七六番一地先		河口

厚東川水系	中	左岸	宇部市大字際波字下古川端一七四番一地先	右岸	宇部市大字際波字下河田三三八番三地先	梅田川への合流点
-------	---	----	---------------------	----	--------------------	----------

山口県告示第五百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
 平成十九年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
長門市東深川字上井無田一六九の二	四・五	五四・七	二五〇・二〇



(五七四) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成十九年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時
平成二十年二月十四日(木曜日)午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市吉田一六七七番地の一
山口大学共通教育本館
- 三 受験資格
法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 四 受験願書の受付期間
平成二十年一月四日(金曜日)から同月十一日(金曜日)まで(郵送の場合は、一月十一日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 五 受験願書の提出先
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
山口県健康福祉部医務保険課
- 六 提出書類等

- (一) 受験願書
- (二) 受験資格証明書
- (三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)
- 七 受験手数料
六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成二十年三月十二日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務保険課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務保険課にすること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務保険課(電話〇八三一九三三―二九二八)にすること。

(五七五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十一月二十七日から平成二十年三月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称	(仮称) マックスバリュ厚狭店
所在地	山陽小野田市大字厚狭一〇六一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
式会社

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
式会社

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年七月十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、九三八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二六二台

(二) 駐車場の収容台数

一四四台

(三) 荷さばき施設の面積

三七〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

三六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

マックスバリュ西日本株式会社

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後七時まで

八 届出年月日

平成十九年十一月九日

(五七六) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

市町名

阿東町

施行地区

須の原地区

事業の種類

用排水施設の改修

二 縦覧の期間

平成十九年十一月二十八日から同年十二月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(五七七) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づく次の生産事業者の登録は、その効力を失いました。

平成十九年十一月二十七日

山口県知事 二井 関成

登録番号

生産事業者の氏名又は名称及び住所

生産事業の内容

事業所の名称及び所在地

七九〇 河野 菊江 萩市大井三六三

幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成

生産事業者の氏名及び住所に同じ。



争議行為の通知

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、全済生会労働組合山口支部から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十九年十一月二十七日印刷

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

平成十九年十一月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

(一) 年末一時金の要求に関する件

(二) 増員の要求に関する件

(三) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成十九年十一月二十七日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

済生会山口総合病院及び済生会山口地域ケアセンターにおいて全済生会労働組合山

口支部に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。